

人材不足の時代 だがだからこそ 働いてほしい!!

『従業員の家族にとっても良い職場』を目指しませんか？



新 育児・介護休業法 ～事業主に義務化された項目～

- 01 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- 02 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
- 03 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- 04 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知